

## 災害時における動物救護活動に関する協定書

昭和町と（以下「甲」という。）と公益社団法人山梨県獣医師会（以下「乙」という。）とは昭和町内で災害が発生した場合において、被災地における動物救護活動を実施し、被災動物や飼育者に対して必要な支援を行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が行う災害時の動物の救護対策と乙が行う動物救護活動との相互協力に関し、必要な事項を定める。

### （対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走・放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

### （協力の内容）

第3条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 被災動物の応急手当に関すること
- (2) 被災動物の保護及び管理に関すること
- (3) 被災動物に関する情報提供に関すること
- (4) 避難所における動物の飼育にかかる管理指導及び公衆衛生に関すること
- (5) その他必要な災害応急業務に関すること

### （協力の要請）

第4条 甲は、対策を実施する必要が生じた場合は、要請書（別記様式1）を用いて、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、対策に協力するものとする。

### （要請事項に対する措置）

第5条 乙は、前条の規定による甲からの要請に対して、要請事項について適切な措置を取るとともに、対策状況報告書（様式2号）により対策の状況を報告するものとする。ただし、文書によるいとまがない場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

### （動物保護施設）

第6条 甲及び乙は、大規模な災害が発生した場合、必要に応じて指定避難所内等に緊急的な動物保護施設を設置するものとする。

2 乙は、設置された避難所内等動物保護施設において必要な活動を実施するものとする。  
3 甲は、乙が活動を行うために必要となる設備等を可能な限り提供するものとする。

(備蓄)

第7条 乙は動物救護活動に必要となる機材や薬品の備蓄に努めるとともに、甲は次に掲げる物資の備蓄に努めるものとする。

- (1) 被災動物保護用ゲージ
- (2) 被災動物保護用シーツ

(費用負担等)

第8条 乙は、原則として、動物救護活動に要する経費負担を甲に求めないものとする。

2 被災動物の手術等の応急的な医療に要する経費は、当該被災動物の飼い主が負担するものとし、乙は、医療の開始前に飼い主と協議するものとする。

(動物救護活動に係る災害等の補償)

第9条 甲は、原則として、この協定に基づく動物救護活動により乙に生じた損害を補てんしないものとする。

(実施細則)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するにあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月27日

(甲) 山梨県中巨摩郡昭和町

町長

角野幹男



(乙) 公益社団法人山梨県獣医師会

会長

笠井豊栄



## 災害時における動物救護活動に関する協定書実施細則

昭和町(以下「甲」という。)と公益社団法人山梨県獣医師会(以下「乙」という。)とは、平成29年11月27日付けで締結した災害時における動物救護活動に関する協定書(以下「協定」という。)第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (避難所運営委員会との連携)

第1条 甲及び乙は動物救護活動を実施するにあたり、動物保護施設等が設置された避難所の避難所運営委員会及び施設管理者と連携を密にし、動物救護活動を実施するものとする。

### (動物保護施設等)

第2条 動物保護施設等の設置場所については、次に掲げる指定避難所敷地内において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者や避難者等に配慮する中で活用できるスペース(空き教室や駐輪場等)に設置するものとする。

- (1) 地域交流センター(押原中学校)
- (2) 常永小学校
- (3) 西条小学校

### (代替保護施設)

第3条 被害が甚大で前条に定める場所に動物保護施設を設置できない場合は、甲の指定する場所に簡易テント等を用いた動物保護施設を設置するものとする。

### (医事紛争の措置)

第4条 動物救護活動により飼い主との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため、適当な措置を講ずるものとする。